

# 会 議 要 録

会 議 名	令和4年度（2022年度）第2回八王子市再犯防止推進会議		
日 時	令和5年（2023年）3月22日（水） 午後2時～午後3時30分		
場 所	八王子市役所本庁舎8階 802会議室		
出席者（敬称略）	参加者 （敬称略）	飯村 弘、尾川 幸次、四方 光、三入 重夫、印南 幸子、 池田 一、真田 安浩、可児 克之、平湯 達也、田村 正志、 松原 清十郎、藤井 淑子、長谷川 昂輝、浅岡 秀夫、 鷹簀 右子、小俣 英一、小島 昭仁、北川 大樹 計18名	計24名
	事務局等	長谷川生活安全部長、昆防犯課長、海津主査、星主査、 松日樂主任、倉田主事 計6名	
欠 席 者	佐々木 えり子、森屋 義政、内田 智、柏田 恆希		
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 挨拶</li> <li>3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和4年度（2022年度）における再犯防止の主な活動報告について</li> <li>(2) 八王子市再犯防止推進会議要綱の改正について</li> <li>(3) 八王子市再犯防止推進会議のスケジュールについて</li> <li>(4) データ「再犯防止を取り巻く状況」の作成方法の変更について</li> <li>(5) 意見公開 <ol style="list-style-type: none"> <li>①中学校における多摩少年院法務教官による特別授業について</li> <li>②次期再犯防止推進計画案について</li> </ol> </li> <li>(6) その他</li> </ol> </li> <li>4. 閉会</li> </ol>		
公開・非公開の別	公開		
傍 聴 人 の 数	1名		
配 布 資 料 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次第及び資料</li> <li>● 多摩少年院法務教官による特別授業</li> <li>● 次期再犯防止推進計画案について</li> <li>● 「紫翠苑」広報誌</li> <li>● 「自愛会」会報</li> <li>● 「八王子BBS会」リーフレット</li> <li>● 特殊詐欺加害防止リーフレット</li> <li>● 令和5年度青少年健全育成方針リーフレット</li> </ul>		
会 議 の 内 容	(次のとおり)		
会 議 録 署 名 人	令和5年4月22日	署名人	四方 光

## 1 開会

【昆課長】

- ・令和4年度第2回八王子市再犯防止推進会議を開催する。本日の参加に感謝申し上げる。
- ・第1期の再犯防止推進会議の開催期間が令和5年3月31日までとなっており、このメンバーで行う最後の会議となる。これまでご協力いただいたことに改めて御礼申し上げます。
- ・本会議は、八王子市市民参加条例第9条第3項の規定に基づき、原則公開となっている。本日は、1名の方が傍聴されている。
- ・会議録の扱いについては、原則として発言者の名前を記載した「要点筆記方式」と決められており、内容の正確さを期すため、座長に確認、署名をいただいている。
- ・本日の会議時間は、午後3時30分までを目安としている。限られた時間になるが、有意義な会議にしたいと思うので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
- ・まず、初めに、本市生活安全部長からご挨拶を申し上げます。

## 2 生活安全部長挨拶

- ・本会議への参加に感謝する。また、日頃より本市の生活安全施策にご理解とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
- ・さて、本市の再犯防止推進計画は、計画期間である令和3年度から6年度までの4ヶ年度までの折り返し時期になっている。令和3年に本計画を策定してから、この間、新型コロナウイルス感染症の流行の長期化は、社会的な孤立や経済的な困窮を深めるなど、更生や社会復帰を目指す方やそれを支える方々にとっても大きな影響を及ぼしたものと認識している。
- ・しかしながら、再犯防止推進の取組は、このような厳しい状況下であっても、立ち止まることなく、着実に進めていかなければならない重要な施策であると考えている。
- ・犯罪をした者の適切な更生と社会復帰を支援し、安全安心な市民生活と誰一人取り残さない社会の実現に向けて、皆様の引き続きのご理解、ご協力と本会議での活発なご意見、ご発言をお願いし、私の挨拶とさせていただきます。

## 3【議事（1） 令和4年度（2022年度）における再犯防止の主な活動について】

【海津主査】

- ・本市では、令和3年4月に「八王子市再犯防止推進計画」を策定し、この2年間、関係機関の皆様と連携しながら、再犯防止・更生保護を取り巻く諸課題に対して、様々な取組を推進してきた。取組の中には、従前の事業に加え、計画策定後に、関係機関の皆様と繋がりを形成しながら、新たにスタートさせた取組も多くある。ここでは、令和4年度中に進めてきた主な取組について、いくつかご紹介する。
- ・再犯防止推進計画では、「第3章施策の展開」という章を設け、その中で、「①犯罪をした者等が再び罪を犯さないために」「②犯罪の発生を未然に防止するために」「③連携体制及び広報・啓発活動の推進」の3つの重点課題を設定している。さらに、各重点課題に具体的な取組を関連付け、

各所管が個別の取組について、着実に進めているところである。

・まず、《重点課題 1 「犯罪をした者等が再び罪を犯さないために」》についての取組として、「東京都令和 4 年度再犯防止に関する区市町村向け研修会」を開催した。こちらの研修には、再犯防止推進計画関連所管の職員に加え、生活福祉、高齢者、障害者福祉関連所管の職員にも声をかけ参加していただいた。研修内容は、東京都の相談員をしている方を講師として招き、講義とグループワークを通じて「刑事司法の基礎知識」「犯罪をした人などの支援方法」「就労、住居、福祉等に関する取組」について理解を深めていただき、支援を必要としている人に適切な支援を行えるようノウハウを学ぶことを目的としている。研修会に参加した職員の感想をまとめたアンケート集計結果を別紙として資料を用意している。アンケートによると、本研修では市職員が再犯防止・更生保護について、考える機会としていただけたものと認識しており、令和 5 年度も本市で開催できるよう東京都に申し込みをしている。

・《重点課題 2 犯罪を未然に防止するために》の取組についてだが、市立中学校における多摩少年院の法務教官による特別授業を実施する。こちらは、再犯防止推進計画が策定され、新たに着手した取組となる。こちらの取組の詳しい説明は、後ほど、教育委員会の藤原指導主事をお願いしているので、ここでは割愛させていただく。

・続いて、《重点課題 3 連携体制及び広報・啓発活動の推進》について、2 つの取組をご紹介します。

・重点課題 3 の 1 つ目の取組として、多摩少年院のパネル展の実施についてである。令和 3 年度は、本庁舎市民ロビーで開催した本パネル展だが、令和 4 年度は本庁舎に加え、八王子駅南口総合事務所においても開催した。開催期間は、八王子駅南口総合事務所は、令和 5 年 3 月 1 日から 3 月 10 日まで、本庁舎市民ロビーでは、3 月 16 日から 3 月 24 日までとなっている。パネル展では、少年たちが教育、訓練を重ねながら、社会に適応する力を身に着け、健全な育成を図る取組について紹介している。本日も、市民ロビーでパネルを展示しているの、是非お立ち寄りいただければと思う。

・次に、重点課題 3 の 2 つ目の取組として、市ホームページにおいて、更生保護に関わる民間協力者の活動を紹介させていただいている。関係機関の皆様には、掲載文書の作成、校正、写真のご提供など、ご協力いただき感謝申し上げます。こちらの市ホームページについては、すでに公開されているので、是非ご覧いただきたい。多くの方にアクセスしていただき、更生保護団体の皆様の活動について、広く知っていただきたい。

## 【議事（2） 八王子市再犯防止推進会議要綱の改正について】

### 【海津主査】

・本会議は、八王子市再犯防止推進会議開催要綱を定め、この要綱に基づき開催している。この度、要綱改正を予定しており、具体的には、第 3 条（構成）の条項について新旧対照表のとおり、現行では（9）警察署の職員 3 名となっているところを、新要綱では（9）警察署の職員 1 名と改正する。今後は、3 警察署の中から、代表して 1 名の生活安全課長にご出席いただき、警察のご意見を施策に反映していきたいと考えている。令和 5 年 4 月以降、どのような形で警察に参加をお願いするかは、市と警察とで相談させていただきたいと考えている。

### 【議事（3） 八王子市再犯防止推進会議のスケジュールについて】

#### 【海津主査】

- ・令和 5 年度については、まず要綱の改正を行い、6 月には引き続きの方もいると思うが、正式に会議参加の依頼手続きをさせていただく。7 月には社会を明るくする運動と再犯防止の強調月間に伴い、各種啓発活動を行っていく。
- ・新しい参加者を招いての会議については、9 月を予定している。ここでは、第 2 期参加者の紹介や令和 5 年度の活動予定、事例研究といった議題を予定している。年度末の 3 月には、第 2 回再犯防止推進会議を開催する。ここでは、令和 5 年度の活動報告や令和 6 年度の活動予定、全庁の本計画の取組状況について報告をさせていただく。
- ・令和 6 年度になると、本市の再犯防止推進計画の改定作業を進めていかないといけないので、要綱に「計画の策定と変更に関する」ことを追記する方向で考えている。
- ・令和 6 年 4 月から 5 月に市役所の部長級、課長級での第 1 回の計画案の検討、それから、6 月から 7 月にかけて計画案の提示を再犯防止推進会議でさせていただく。その後、2 回ほど会議を重ね、令和 6 年のパブリックコメントに向けて、市民の皆様にご意見いただくための素案の検討に移っていく。3 月の再犯防止推進会議で計画の確定をし、庁内検討会で最後の確定作業と公表に向けての準備をしていく。
- ・3 月 17 日に国の再犯防止推進計画が閣議決定され、これを受けて東京都も令和 5 年度中に新しい計画を策定していく。その動向を見ながら、市でも策定作業の準備を進めていく。引き続き、この会議の場を持って、皆様からご意見をいただきたいと思っているので、よろしくお願い申し上げます。

#### 【中央大学法学部 四方座長】

- ・1 回目の推進計画を作られた時は、会議が開催される以前に、会議のメンバーになっていないような方々に非公式にヒアリングをされていたと伺っているが、そういうことはするのか。

#### 【昆防犯課長】

- ・まだそこまでは想定していないが、ご意見を皆様に伺いながら進めていきたい。

#### 【紫翠苑 真田氏】

- ・令和 6 年度の終わりに新たな計画ができるということだが、そこまでにどういうことをするのか。再犯防止会議は計画を作ることが目的ではないので、もう少し再犯を防ぐためにはどういうことをすればよいか話した方がよい。なぜ再犯するか、どのように再犯しているのかをもう少し調査した方が皆様の共通認識ができるのではないかと思う。計画は作らないといけないものだと思うが、これだけでは実効がないと思うがいかがか。

#### 【昆防犯課長】

- ・令和 6 年度は計画を作るだけの流れに見えてしまうかもしれないが、この会議の場やそれ以外

のところで事務局から皆様に意見を聞きながら取り組んでいきたい。

【紫翠苑 真田氏】

- ・事務局の方も例えばそれぞれの現場に行って、実際どういう状況で再犯に至っていくのかを見聞きしておかないと、あまり意味がなく、検証しようがない。実際に紫翠苑を出た人は7割近く再犯をしているが、それぞれについてどのように再犯をしたかわかるのが限られていて、基本的には本人から伝えてくる以外知り得ない。
- ・再犯をしていく人たちの情報を集めておかないと、どんな支援をすれば良いかを示せないと思う。参加メンバーの方がどのように再犯の現場を捉えているのか、少なくともメンバーの方は現場を知っておかないといけないと思うがいかがか。

【毘防犯課長】

- ・計画を策定し、コロナ禍ではあったが、事務局では多摩少年院や保護司会、先日は保護観察所にも訪問させていただき、現場の話を伺っているところである。引き続き紫翠苑や自愛会にもお伺いさせていただきたい。
- ・令和4年度の取組で報告があった職員向けの研修の中で、講師の方が実際の事例を取り上げて、それぞれの部署でどんなことができるか話し合った。現場でどういうことが起きているのか、市の職員を含めて認識させていただき、次期計画に反映させていきたい。

【議事（4） 八王子市再犯防止推進会議のスケジュールについて】

【星主査】

- ・資料12頁から25頁までのことについて、会議で配布する資料の作成方法に変更があったので、説明させていただく。
- ・令和4年12月から、データを提供して頂いている機関が、警視庁から東京矯正管区へと変更になり、回答内容も、薬物事犯の詳細数値や犯行時の職業別が増えた一方、20歳未満のデータ、年代別の再犯者数の提供が無くなった。
- ・今回お渡しした資料は、昨年9月の会議でお配りした資料と同じく、令和3年のデータだが、資料、グラフ等の数値が異なっている。
- ・今後の会議で配布する資料は、今回の会議で配布した資料と同じような形式になるので、ご承知おき願いたい。

【町会自治会連合会 尾川氏】

- ・本日配られた資料の13頁に「再犯の状況」があるが、再犯防止推進計画の冊子11頁に載っており、そこにある数字が本日配布された資料の数字と2万人近く異なる。なぜこうした数字の違いが起きるのか。

【星主査】

- ・20歳未満の数値が入っていないので、その差が大きく出ていると思われる。

【町会自治会連合会 尾川氏】

- ・20歳未満の数値を外す理由がわからない。

【星主査】

・東京矯正管区に確認したところ、東京都は少年が対象となる件数が多いが、県によっては件数が少なく、誰が行った犯罪か特定できてしまう。そのため、全国統一で20歳未満を公表しないということになったそうである。

【町会自治会連合会 尾川氏】

・もしそうだとすると、今まで過去の状況をみると、八王子市は19歳以下の犯罪の件数が多かった。その部分が全部欠落することになるという理解でよろしいか。

【星主査】

- ・私たちは提供していただいている側なので、これ以上は申し入れしても回答がいただけない。

【町会自治会連合会 尾川氏】

・今まで議論してきた中で、八王子市は少年犯罪が多いと言われている。そのことは問題だと私は思っている。そここのところは今後データに一切反映されないのか。青少年の犯罪を抑えていかなければ再犯防止に結びついていかないではないか。どうして、そうした大事なデータをあえて欠落させるのか、これはとても納得できない取扱いである。他の自治体は良いが、八王子市はそういった傾向が如実に表れているではないか。どういう風に行政として進めていくか示してもらわないといけないと思う。

【昆防犯課長】

・担当から説明した、このデータについては私たちが持っているものではなく、これまで警察署などから頂いているデータになる。担当の話だと今までどおりデータを提供してもらえないということだが、こちらは計画を進めている途中なので、データが欠落してしまうと良くないことは認識している。何か違う方法で数字がもらえるものがないか、その点は引き続き考えていく。

【町会自治会連合会 尾川氏】

・繰り返しになるが、19歳以下の青少年の犯罪率が東京都平均と比べると断トツに高い。そこには何か原因があるはずである。そこをきちんと対応しないと再犯防止は進んでいかないのではないか。データがないということで済まされる問題ではない。そこをしっかり見ないで、どうやって再犯防止を進めていくのか。こういった行政の態度は納得できない。是非、改善していただきたい。

【中央大学法学部 四方座長】

- ・これまで少年の再犯データはどこから頂いていたのか。

【星主査】

- ・警視庁である。

【中央大学法学部 四方座長】

- ・それが頂きにくい状況になっているのか。

【星主査】

- ・全国的に提供していないという回答だった。

【町会自治会連合会 尾川氏】

- ・提供されていないというのはそうなのだと思うが、そこを提供してもらわなければ八王子は困るわけである。また、今回は薬物のところが覚醒剤と大麻の2つに分かれている。前回は薬物事犯として括っていたが、今回別々に捉えているのはどういう意味合いがあるのか。

【星主査】

- ・主に薬物事犯は覚醒剤と大麻なので、こちらの詳細がわかるよう2つに分けている。

【町会自治会連合会 尾川氏】

- ・前回のデータでの薬物事犯には覚醒剤や大麻以外にもあったということか。

【星主査】

- ・薬物事犯としての回答しかいただいていた。今回は覚醒剤、大麻と詳細なデータをいただいたので、分けることができた。

【町会自治会連合会 尾川氏】

- ・覚醒剤と大麻の数字を足せば、前回のデータの薬物事犯の数字になるということなのか。薬物事犯といった場合は、覚醒剤や大麻以外のものも含むということか。麻薬については、今回は外したということか。

【星主査】

- ・件数が少なく、グラフにすると低い数字になっていた。件数が多い覚醒剤と大麻をデータにしている。

【中央大学法学部 四方座長】

- ・推測するに、日本では覚醒剤、若者の大麻の問題が大きい。
- ・どちらにしても、指摘のあった少年の再犯データは欲しいところなので、この会議から要望があったことを、前回データをいただいたところをお願いしてもらいたい。

【東京保護観察所立川支部 藤井氏】

- ・資料 13 頁や 15 頁にあるデータに再犯率とあるが、再犯者率の誤りではないか。

【昆防犯課長】

- ・そのとおりであり、修正させていただく。

### 【(3) 意見交換】

【教育指導課 藤原指導主事：中学校における多摩少年院法務教官による特別授業について】

- ・「犯罪の発生を未然に防止するため」という重点課題において、中学校で多摩少年院の法務教官による特別授業を現在計画している。こちらの進捗状況と今後の流れについて説明させていただく。
- ・この授業の目的は、子どもたちが犯罪の加害者にも被害者にもならないよう、非行防止や犯罪の被害に遭わないための指導の充実を図り、非行・犯罪被害防止教育を推進する。
- ・内容については、多摩少年院と連携し、矯正教育で培った指導実績をもとに、そちらを踏まえた授業を中学校で実施していただこうと考えている。非行に至る背景や少年院での生活、少年院への理解、社会復帰に向けて私たちができる適切な支援というところを踏まえ、令和 5 年度に実施していただく予定の 3 校と内容について現在検討を進めている段階である。
- ・今回、学校と内容を精査しながら、実際に実施したものをさらにブラッシュアップしていきながら、令和 6 年度にはさらに対象を広げて実施していきたいと考えている。
- ・枠としては、これまでも薬物乱用防止教室やセーフティ教室といったところで防犯や安全教育の授業を行っている。その枠組みに位置付ける形でこの特別授業を実施できればと考えている。
- ・今、第四中学校と内容の検討を進めている段階である。内容は、罪を犯すところなるということよりも、背景をしっかりと知っていただくということと、少年院での生活を経て、世の中に出てしっかりと頑張っている人たちがいるという、マイナスではなくプラスの方向で生徒たちがイメージできるものが良いのではないかとということで学校と話し合っている。
- ・さらに検討を進めていきながら、より充実した授業にできればと考えている。令和 5 年度の 2 学期より、この 3 校について特別授業を試行で実施していきながら、進めていきたいと思っているので、今後より良いものになるようさらに連携を図りながら進めていきたいと思っている。

【浅岡生活自立支援課長】

- ・まず 3 校をモデルとして実施するとのことだが、学年全体で行うイメージか。

【藤原指導主事】

- ・学校によって様々である。全校生徒対象のものもあれば、学年を区切って実施する予定の学校もある。

【浅岡生活自立支援課長】

- ・全校生徒を対象に一齐に行うのは非常に難しい内容だと思う。例えばビデオで撮って公開はできないのか。



【藤原指導主事】

・現在、授業の中身を検討している中で、生徒の保護者にも少年院に入っていたなど、そういった背景がある可能性があるため、生徒の家庭環境や背景を踏まえて授業を実施していかないといけない。現段階では、一律に動画にして流せる内容ではないと思っている。そのあたりも実施する学校と相談をして、学年で対象になる生徒に配慮しないといけない部分について確認をしたうえで実施していく流れになると思う。

【浅岡生活自立支援課長】

・生徒が事例になるようなものなのか。私は一般例の話をするものだと思っていたのだが。

【藤原指導主事】

・例えば少年院に入る背景で、IQ が低いために人とのコミュニケーションがとれず、独りになる時間が多く、そういったところから不良集団のほうに流れていって犯罪に至ってしまうといったケース等も紹介する授業を考えている。例えばIQ が低いといったところに引っかかってしまう生徒もいるので、そういったところを精査していきながら、動画として出せるようなものを作ってけると良い。現状としてはまだまだ課題があることを学校との打ち合わせの中で見えてきた。

【浅岡生活自立支援課長】

・子どもが感じることは色々あると思う。相談したいと思う子どもが出てくることも想定されるが、それに対して何かご案内をする予定はあるのか。例えばソーシャルスクールワーカーや担任の先生など。困窮世帯にはそういう可能性のある子どもたちが恐らくいると思っている。

【藤原指導主事】

・この事業に限らず子どもたちがSOSを出せる場として、年3回、都や市の教育相談窓口の連絡先一覧を配付している。また、学校の中で相談できる大人の有無を確認するアンケートも学期ごとに実施している。そういった部分がこの授業と繋がってきて、子どもたちの相談できる場所に位置付けられると良い。これまで指導課で行っている相談窓口も広げながらできれば良いと思っている。今、ご意見をいただいたので、授業の中に取り組みながら、子どもたちがより自分で相談できる場所があるということを確認できるという中身にしていけたらと思う。

【八王子警察署 平湯氏】

・非常に良い話だと思った。先ほど、再犯防止には少年への取組が重要だとお話があった一方で、このような授業を行うことは非常に意味があると思う。薬物乱用防止教室やセーフティ教室には、警察はだいぶ前から取り組んでおり、ある程度のノウハウはある。学校からすれば限られた一コマだと思うので、そんな中で、例えば将来的に多摩少年院と警察とが一緒にやっていくのも良いと思った。私も見に行ってみたい。

【中央大学法学部 四方座長】

・私も非常に良い内容だと思ったが、中学生くらいだと薬物乱用防止の知識も持っていた方が良い。学校側も重要な授業の一コマだと思うが、薬物乱用防止の中身が何もなくなってしまうのはどうかと思う。内容が豊富になることは良いことだと思う。

【東京保護観察所立川支部 藤井氏：次期再犯防止推進計画案について】

- ・3月17日に第2次再犯防止推進計画が閣議決定された。
- ・基本方針については、令和4年度までの第1次計画と令和5年度以降の第2次計画において変更はない。
- ・重点課題については、内容の捉え方で大きく違う点は、これまでは「地方公共団体との連携強化等」としてきたところが、「地域による包摂の推進」になっている。また、「関係機関の人的・物的体制の整備等」となっているところが、「再犯防止に向けた基盤の整備等」というようになっている。
- ・今後取り組んでいく施策としては、「第1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組」について、大きく変化があったのは、「就労した者の離職の防止及び離職した者の再就職支援」が新たな項目として付け加わっている。
- ・「第2 保健福祉サービスの利用の促進等のための取組」については、「保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための研修・体制整備」、「薬物乱用を未然に防止するための広報・啓発活動の充実」、「薬物事犯者の再犯防止施策の効果検証及び効果的な方策の検討」が新たに付け加わった。
- ・「第3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組」については大きな変更はない。
- ・「第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組」については、「刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化と関係機関等が保有する情報の活用」が新たに付け加わった。
- ・「第5 民間協力者の活動の促進等のための取組」について、ここは大きく変化があり、「持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援」については後ほど説明させていただく。
- ・「第6 地域における包摂を推奨するための取組」については、今回新たに国と地方公共団体の役割が明記された。この点についても後ほど説明させていただく。さらに具体的な施策として、「更生保護に関する地域援助の推進」、「更生保護地域連携拠点事業等の充実等」、「法務少年支援センターにおける地域援助の充実」が加わったほか、「刑執行終了者等に対する援助の充実」、「更生保護施設による訪問支援事業の拡充」などが付け加わっている。
- ・「第7 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組」については、「業務のデジタル化・効果検証の充実等」、「再犯防止関係者の人材育成等」などが新たに付け加わっている。
- ・先ほど、後ほど説明するとお伝えした「持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援」について説明する。
- ・①は「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行」として、今後2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。
- ・②は「保護司活動のデジタル化及びその基盤整備の推進」、③は「保護司適任者に係る情報収集及び保護司活動を体験する機会等の提供」としている。

・④は「地方公共団体からの支援の確保」として、法務省は、総務省と連携し、地方公共団体に対し、保護司適任者に関する情報提供や職員の推薦、更生保護サポートセンターの設置場所や自宅以外で面接できる場所の確保、顕彰等による保護司の社会的認知の向上、保護司確保に協力した事業主に対する優遇措置など、保護司活動に対する充実した支援が得られるよう働きかける。

・⑤は「国内外への広報・啓発」として、日本では保護司制度は当然のこととして行われているが、諸外国ではかなり珍しい制度ということもあり、国際的に情報発信をしていく。

・「地域による包摂を推進するための取組」として、国の役割、都道府県の役割、市区町村の役割が改めて明記された。

・市区町村の役割としては、「保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。」と明記された。

【中央大学法学部 四方座長】

・保護司の方々の支援や市区町村の役割について、八王子市に期待することはあるか。

【東京保護観察所立川支部 藤井氏】

・国の第2次計画ができる以前から、八王子市には心配りをいただき、先ほど市の職員から説明があったが、今年度に保護観察所の職員と担当者レベルで具体的にどんなことが困っているのか等を話し合う機会を設けさせていただいた。こちらも何か困っている時、たぶん市役所のサービスなのだろうというところまではわかっているけど、市役所のどこに行けばよいか、どうアプローチしたらよいか、ということが中々わからなかった。その話し合いの機会を持って、基本的に何か困ったことがあったら、防犯課に聞いていただけたら防犯課から市の部署を紹介します、という心強いお言葉を頂いた。

・現に今、地域で生活されていた方が、精神的な具合が悪くなって、病院に入院されたのだが、その方には同じ場所に帰れない事情があり、住居を分けざるを得ないところで、その辺りの相談を含め、市役所にどういうところに相談すればよいか、という話をさせていただいている。

・保護観察所でも、こういったやりとりを通しながら、市役所の業務について理解をするとともに、市役所の方々にも対象者を市民として援助していただけるようにしていただきたい。

・今、少しずつ顔の見える関係を築き始めたところなので、こういったことを続けていけば適切な支援にスムーズに繋がっていくと思う。

・支援されるのが上手ではない方も存在するので、一旦支援に繋がっても切れてしまうこともある。そういった方の支援をどうやって途切れないようにするのかを、市役所の職員に研修等をしていただき、市役所でどうすることができるかを考えていただき、適切な支援に繋がってほしいと思う。今、その取り組みを市に進めていただいているところである。

【中央大学法学部 四方座長】

・まさしく再犯防止推進会議の一つの成果だと思う。

**【八王子 BBS 会 長谷川氏：八王子少年センターの取組について】**

【八王子 BBS 会 長谷川氏】

・八王子少年センターの取組について、補導件数、相談件数、立ち直り支援活動の件数、また、どのような立ち直り支援をされているのかお聞きしたい。

【南大沢警察署 松原氏】

・八王子少年センターから聞き取りをして、概要について簡単に説明させていただく。八王子少年センターは、最寄り駅は南大沢駅になる。八王子市など 9 市 3 町 6 村を管轄しており、活動内容は街頭補導活動、少年の非行防止活動、少年の相談対応を実施している。特に少年の相談対応については、公認心理士の資格を持つ相談員が 2 名在籍しており、心理的な相談も従事している。その他、社会的に反響の大きい闇バイトの問題等に日々対応している。

・補導件数については、令和 4 年中八王子市内で補導した件数は 208 件であった。少年センターは、八王子署、高尾署、南大沢署と共同でも行っているの、独自で行っているのが 208 件なのだと思う。

・少年相談については、新規では 97 件だが、継続では 1128 件であり、主に警察署から専門的な相談があるということで引き継がれることが多く、継続の相談をずっと受けているところである。

・その他、少年の立ち直り支援活動を行っており、風あげ教室や農村での体験、警視庁の施設見学、各種七夕やクリスマスのイベントや学習支援など、子どもに合わせた立ち直り支援の活動を行っている。

・警察署からも少年センターに繋げる例は多く、家庭での問題、親が子どもの育成に手を焼いていて、児童相談所をお願いするケースもあるが、少年センターに繋げるケースもある。

・例えば、最近多いのは年上の異性と交際していて、不健全な形で相手が逮捕されたり、自分の裸を送ってしまったり、どうしても警察の相談だけでは対応できないときに少年センターに繋ぎ、立ち直り支援などを行っている。

・こういった活動も警察署と合同で行っていることが多いので、数字だけでは簡単に見えてこないところがあるが、心理的、社会活動的に専門的に取り扱っているのが八王子少年センターなので、警察署を通してでも、直接八王子少年センターに電話を通してもらってもかまわない。警視庁のホームページを見れば連絡先が書いてあり、電話での相談も受け付けているので、一つの相談場所として認識していただけたらと思う。

**【中央大学法学部 四方氏：更生保護施設、保護観察所、多摩少年院と市の情報連携について】**

【中央大学法学部 四方座長】

・実際に社会復帰支援が必要な個別のケースに関する情報が市役所に入るルートがあるかどうかは、結構重要なことだと思うが、何か事例などはあるか。

【紫翠苑 真田氏】

・八王子には更生保護施設が 2 つある。紫翠苑と自愛会、共に市役所とは接触している。紫翠苑

の場合は、スタッフが変わりやすいので市と築かれてきた関係が継承されていない。

- ・更生保護施設は市に対してお願いするにあたって、かなり抑制的だったと反省している。入所する人が八王子市の人だけではなく、全国から来るので、八王子市から援助してもらうことは悪いと思っていた。

- ・過日、生活自立支援課にこの話をしたら、「そんなことはありません」と言ってもらった。

- ・更生保護施設は食事と住居の支援をしているが、それ以外の支援を行うには財源がなく、医療的な問題、様々な意味で自立が難しい人が増えているので、私たちの力だけでは福祉関係施設に繋いでいくには限度がある。

- ・これまでは自分たちで抑制的に動いていたところを、もう少しどんな方法があるのかをやっていけないといけない。

#### 【自愛会 可児氏】

- ・自愛会に関しては、大変助かっている。生活自立支援課にお願いするときちゃんと対応してもらえている。

- ・働ける人に対してはお金をためさせてアパートを借りる。一方で、高齢や病気の人が結構入ってくるので、お金がない人は生活保護に繋げざるを得ない。生活自立支援課の方は非常によく対応してくれており、自愛会としてはとても助かっている。

- ・真田氏の言う通り、生活保護ばかりお願いすることに抑制的なところもあるが、市ときちゃんと情報交換ができており、今のところ困っていることはない。

#### 【浅岡生活自立支援課長】

- ・お金に困っているケースなどは、まず生活自立支援課に連絡をもらいたい。特に更生保護施設から特別なことをやっているわけではなく、必要な支援を行っている。出来れば急な対応にならないように、事前にご相談をいただくと大変ありがたい。

- ・大きくは自立支援の部分と生活支援の部分があるが、同じ課で行っているので、まずは自立支援に繋がっていただければ、必要に応じて生活支援に繋がっていくので、どちらと意識せずにはまず自立支援にご連絡いただきたい。出来れば本人からの相談が望ましいが、施設の方からの相談でもかまわないので、遠慮なくご相談いただきたい。

#### 【東京保護観察所立川支部 藤井様】

- ・犯罪をした人の中には、例えば覚醒剤取締法違反で捕まった方には薬物の問題だけがあるのではなく、相当複合的な問題を抱えている方が多い。元々は虐待された経験やパートナーとの間でDVの経験があるなど、いわゆる罪名、非行名だけでは見えてこない。背景にある問題が色々ある方がいるので、そういう方々の元々持っている問題に一番適した支援にうまく繋がれば、少しでも再犯するリスクが少なくなると思う。

- ・支援される市の立場に立つと、罪名を聞くと大変そうに感じると思うが、他の方々と同じように引き続き支援をしてもらえると良いと思う。

- ・保護観察所としても、一緒に連携しながら進めていきたいと思っている。

【多摩少年院 池田様】

・少年院から直接市役所に情報提供をしている例はないが、今日の話を知ると、相談窓口が重要だと感じた。彼らは少年院を出た後、「自分は今少年院を出てきたのですが、こんなことで困っています」とはなかなか相談できない。そういった時にあらゆる方向からの相談事に対応できるシステムは市役所だけではできないと思うので、そこは少年院であったり、警察であったり、BBS 会であったり、それぞれ得意とする分野があるので、その方向に皆が行き合えるような形が出来ると良いのかなと思った。

・先ほど、教育委員会から多摩少年院の職員が中学校に出向くという話があったが、私どもは、多摩少年院の職員が行ってあげるといようなスタンスでは決してない。私どもに足りない点もたくさんあると思うので、職員が外に出て本当に特別教室が出来るのか、そして、外の知見を再び院内に持ち帰って、一人一人の少年の立ち直りに反映させたいと思っている。是非、積極的にやらせていただきたいと思っている。

・先ほどの議論の中で対象は全校生徒なのか、学年なのかということがあったが、対象は生徒でなくても大丈夫である。例えば、保護者の前で職員が話す、また学校の先生に話すこともできる。色々なパターンをご相談いただければ、職員を出していきたいと思っている。

・生きづらさがキーワードになっており、彼らを助ける支援をしようということで、少年院もそのスタンスでやっている。こういう施策を推進していく上で、私が忘れてはいけないと思うことは、被害に遭われた方、あるいは被害に遭われた方のご家族、その人たちの気持ちに沿った施策を展開しないといけない。再犯防止という施策を本当に推進していこうとするには、彼らが傷つけた人のケア、傷つけた人をどう思っていて、どう生きていくのかをしっかりと突き詰めた施策を展開していくと良いと思う。

・このような会議で色々な方々と結びついて、ネットワークができることは非常にありがたい。

## 【(6) その他】

【南大沢警察署 松原氏：闇バイトのリーフレットについて】

【南大沢警察署 松原氏】

・警察署から闇バイトについて情報共有をする。先日、3月11日に犯罪対策閣僚会議の中で「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」が立ち上がっている。

・プランの内容としては、「実行犯を生まないための対策」「実行を容易にするツールを根絶するための対策」「被害に遭わない環境を構築するための対策」「首謀者を含む被疑者を早期に検挙するための対策」ということである。例えば「実行犯を生まないための対策」は、こういった会議の中で関わってくるものだと思う。特に青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための教育や啓発は、加害者を生まない、被害者を生まないために非常に重要な話だと思う。

・私が今まで被疑者と関わってきた中で、騙されているのではなく、本人たちはお金のためにある程度犯罪とわかっていても軽い気持ちで踏み込んでいる。彼らが分かっていないのは、こういったところに足を踏み込んだらどうなるかということである。私が見聞きした中では、まずバイトに募集した段階で免許証や身分証明書の写真を送られる。それ以外に実家の住所や家族構成、電話番号

号などが聞かれる。これはどういうことかという、何かあったら家に電話をかけてくるという脅しである。なので、一旦そこに関わってしまうと、正直捕まるまで抜け出せない。そこで断った場合に家族への脅し文句をネタにその後は無料で働かされたという話も聞いている。

・もし一度でも足を踏み込んでしまった場合には、相談窓口があるので、早ければ早い方が良いので、早期に足を洗わせて、少しでも被害者になる人を減らし、さらに加害行為を生まないということを、地域全体で取り組んでいくことが重要だと思っている。来月、警視庁でも特殊詐欺の対策を月間として強力に進めていくので、是非ともよろしくお願い申し上げます。

#### 【八王子BBS会 長谷川氏：八王子BBS会のリーフレットについて】

##### 【八王子BBS会 長谷川氏】

・ともだち活動について、現在保護観察の少年に関わらず、市内中学校の校長先生からの依頼をいただいて、非行傾向のある子どもともだち活動を行ったり、過去には犯罪被害に遭われた家族の子どもに対してもともだち活動を行ったり、幅広く取り組んでいる活動なので、当会にご相談いただければ活動できるのでよろしくお願い申し上げます。

#### 【小俣青少年若者課長：八王子市青少年健全育成基本方針令和5年度重点目標について】

##### 【小俣青少年若者課長】

・先月の青少年問題協議会において、このリーフレットについて承認をいただいた。この内容を基に、令和5年度の青少年対策地区委員会をはじめとした地域への呼びかけをしていく。特に地域での見守り強化として、声掛けなど、特別な活動だけでなく、日常的な取組の中で行っていければと思っている。中には防犯の腕章とまでは言わないが、ワッペンのような小さな目印をつけて、子どもたちを見守る地域の人だとわかるようにする取組を、令和5年度に検討している予定の地区もある。このリーフレットについては、5万枚印刷し、市内の小中高校などに配布して参る。

## 4 閉会

##### 【昆防犯課長】